

2016年8月10日

平成28年度から平成32年度までの
特定廃棄物埋立処分事業に係る環境測定機器設置等業務

上位通信仕様書

目次

1	概要およびシステム構成.....	2
2	接続情報.....	2
3	ファイル生成規約とファイルフォーマット.....	2
3. 1	ファイル生成規約.....	2

1 概要およびシステム構成

本書は、「環境省殿向け 平成 28 年度から平成 32 年度までの特定廃棄物埋立処分事業に係る環境測定機器設置等業務」における、管理用 PC と上位システムとの間の通信仕様を定める。

2 接続情報

管理用 PC 側のインターフェース仕様に準ずる。

3 ファイル生成規約とファイルフォーマット

3. 1 ファイル生成規約

① 測定データファイルは、各測定器毎に生成する。

※ただし大気中放射能濃度測定装置はそれぞれの検出位置毎にファイルを作成する。

② 測定データファイルの作成周期は、以下とする。

1) 空間線量率測定装置 … 1 分 (差分: 最大 60 秒)

2) 地下水中放射能濃度測定装置 … 1 分 (差分: 最大 60 秒)

3) 大気中放射能濃度測定装置 … 6 時間 (差分: 最大 3 分 30 秒)

③ 測定データファイルに格納する測定値は、以下とする。

1) 空間線量率測定装置 … 1 分値 × 1 行、10 分移動平均値 × 1 行

2) 地下水中放射能濃度測定装置 … 1 分値 × 1 行、10 分移動平均値 × 1 行

3) 大気中放射能濃度測定装置 … 10 分値 × 1 行

※大気中放射能濃度測定装置は 6, 12, 18, 24 時の直前 10 分間の計測値を伝送する。

④ 各測定値は測定終了時刻で命名する。

⑤ 「調整中」または「欠測」状態の場合、格納する測定値はゼロとする。

⑥ 日替わり時は、「当日の 24:00」として命名する。

⑦ 10 分値は以下の規則で生成する。

1) 空間線量率測定装置、地下水中放射能濃度測定装置

「欠測」があった場合でも正常な 1 分値がひとつでも存在した場合は、10 分値を作成する。但し、1 分値がひとつでも「調整中」となった場合、10 分値は「調整中」とする。

2) 大気中放射能濃度測定装置

10 分間で一度でも調整中となった場合、10 分値は調整中とする。